

## 山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成19年7月9日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員(敬称略)
    - 大田正之(山口市健康福祉部介護保険課長)
    - 小野村昌子(山口県消費生活センター所長)
    - 下田文男(山口地方裁判所長)
    - 田川章次(弁護士)
    - 田中愛子(山口県立大学看護学部教授)
    - 辻川 昭(山口地方裁判所判事)
    - 永田信明(弁護士)
    - 萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道制作局報道制作部周南支局長)
    - 三間地光宏(山口大学経済学部助教授)
    - なお、勝山浩嗣(山口地方検察庁次席検事)及び嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)委員は所用により欠席
  - (2) オブザーバー
    - 民事首席書記官, 刑事首席書記官
  - (3) 事務担当者
    - 事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長
- 4 議事の概要
  - (1) あいさつ(山口地方裁判所長)
  - (2) 委員長代理の選任について
    - 櫻井委員の交代に伴う委員長代理として、櫻井委員の後任者である下田委員を選任
  - (3) 裁判員制度の広報活動について
    - ・ 最高裁判所における裁判員制度広報及び山口地裁における裁判員制度広報の取組(前回委員会開催後の状況)について、事務局から説明があった。
  - (4) 裁判員制度の運用及び環境整備について
    - ・ 委員の意見  
別紙のとおり
  - (5) 次回の意見交換のテーマについて
    - 引き続き、裁判員制度の運用及び環境整備について議論することとなった。
  - (6) 次回開催日の決定
    - 平成20年1月21日(月)午後2時

(別紙)

委員の発言要旨等

(裁判員制度の広報活動等について)

- 1 裁判員制度フォーラムに参加した委員の感想等をお聞きしたい。
- 2 裁判員制度フォーラムでは、裁判員制度について、法律の知識がないとか報復が怖いなど、国民が不安や疑問を感じていると思われるところについて、司会者が参加者に対し、実際にそのように感じているかどうかを聞く内容になっており、参加者の思いを引き出せたと思われる。  
パネリストは積極的な考えを持つ者ばかりだったが、問題意識を持った者からの意見も出してもらった方が対応策を立てやすかったのではないかと思われた。
- 3 裁判員制度をより良く理解してもらうためには、小回りの利くフォーラムが必要と思っていたが、ミニフォーラムの開催は、裁判員制度の実施まで2年程度となった現時点で必要なものだと思われた。
- 4 遠方から裁判員として参加する者についても、制度を理解してもらう必要があると思われるが、ミニフォーラムは、長門市など支部のないところでも開催されるのか。  
(回答) ミニフォーラムの開催場所については、現在検討中ではあるが、本庁及び各支部で開催する予定である。いずれは支部所在地以外でも開催する計画もあるが、取り敢えずは支部所在地で実施することにより、県内はカバーできると考えている。
- 5 裁判員制度の広報活動においては、法曹三者がそれぞれどのような役割を果たすのか。  
(回答) 平成18年度は、山口家裁、検察庁及び弁護士会とも協力し、夏休みの期間を利用して、教職員に対する裁判員制度一般についての説明会を実施した。本年度も同じようなものになるかは未定だが、法曹三者で協力してやっていくつもりである。
- 6 企業訪問を積極的にされているようだが、裁判員制度の参加のための特別休暇制度の整備等について、これまで職場訪問した企業の反応はどうか。協力体制の構築や気運の高まりがあったらうかがいたい。  
(回答) 県内のある銀行では、現在のところ特別休暇制度の整備までには至っていないものの、裁判員制度に対する理解や参加意欲は申し分なく、特別休暇制度を設ける方向で検討しているようである。また、模擬選任手続にも協力していただけということであった。
- 7 山口県は零細企業が多く、裁判員を送り出す側の他の従業員の理解も得ておかないといけないので、事業者としては頭が痛いところである。
- 8 裁判員制度の広報については、まだまだ課題が多く、少人数の小さな企業も問題であるが、家庭に入っている方々も相当数おり、そのような方々にどのような方法で広報を行っていけばいいのかと考えている。
- 9 市によっては有料で回覧するところもあり、一つの方法と考える。なお、反響が大きいのはケーブルテレビである。
- 10 下関市の場合、町内会長を中心に末端のところまで広報誌を配っており、末端まで届けるのは町内会を利用するのがいいだろう。高齢者層や主婦層にもそれなりに届くと思

われる。

- 11 裁判員制度の広報活動が、これまでは大企業を対象としていたものが、これからは家庭や中小企業も対象にするということになれば、広報誌への記事の掲載という方法は、それが各家庭に届くという意味では手っ取り早い方法と思われる。
- 12 広報誌への記事の掲載依頼はかなりあるが、実際には掲載していないのが現状である。もし、掲載依頼するのであれば、出向いて直接依頼してはどうかと思われる。自治会の配布物については、最近多いのは、市と自治会が契約して委託料を支払って配布をお願いしている状況であり、自治会へ直接配布を依頼するのはどうかと思う。やはり、広報誌の中に記事を掲載するのが一番良い方法と思われる。

(裁判員制度の運用及び環境整備について)

(刑事首席書記官及び総務課長)

配付資料にもとづき説明

- 13 山口では、育児をしている方の託児施設の設置予定があるか。  
(回答) 裁判員裁判の対象事件は、山口県内では1年間で30件くらいである。全国アンケートの結果によると、1事件当たり0.5人が託児施設を利用することになると考えられ、山口県内では、年間15人が託児施設を利用することとなるが、15人のために裁判所の中に託児施設を設けることは困難である。
- 14 1回目の模擬選任手続では、裁判員候補者50人を抽出して、全員を呼び出すことになるのか。  
(回答) 裁判員候補者の名簿としては、200人程度を予定しており、その中から先ず50人を裁判所に呼び出すことになるが、返ってきた質問票を見て最終的には20人くらいに裁判所に来ていただく予定である。
- 15 企業に名簿提出を依頼していることからすれば、仕事上の都合だけしかないわけであり、書類審査だけで辞退事由にあたる者はいないのではないか。  
(回答) そのような意味で、今回は名簿作りを目標としており、「質の良い名簿」ができる可能性があることは、そのとおりである。
- 16 模擬選任手続のための裁判員候補者の名簿作成に当たっては、自治会に働きかけてはどうか。